

美しい島を未来へつなぐために 不法投棄のない島を目指して

農道や山林、空き地など人目につきにくい場所へのごみの不法投棄が後を絶ちません。また、引っ越しシーズンなどには不法投棄が増加傾向にあります。

不法投棄は自然や景観を損なうだけでなく、新たな不法投棄を誘発し、土壌や水質の汚染、悪臭など環境汚染を引き起こし生活環境の悪化につながりますので絶対にやめましょう。

町では、ごみのない島づくりのためラジオ広報での注意喚起、定期的な巡回・監視パトロールの実施や不法投棄禁止看板の設置などを行い、不法投棄の防止に努めておりますが、地域の皆さんからの情報提供も必要不可欠です。情報提供へのご協力をお願いします。



草木ヤードに不法投棄されたタイヤ等

不法投棄は犯罪です

不法投棄は犯罪であり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科（法人の場合は3億円以下）に処せられる場合があります。



字北原地内



字大原地内

土地所有者の責任

私有地に不法投棄された場合、行為者が不明なときは、原則として土地所有者等が処理を行うこととなります。

日頃から土地の草刈りや対策を行い、不法投棄がされにくい環境づくりをお願いします。

不法投棄を見つけたらご連絡ください

不法投棄が行われている、もしくは不法投棄をしようとしている場面を見かけた場合は、下記の連絡先へご連絡ください。また、通報時には、①行為者の情報②日時③場所④車両の車種・ナンバーなど、可能な範囲でお知らせください。

安心・快適な生活環境づくり、ごみのない島づくりのため、ご協力をよろしくをお願いします。

公共トイレを大切に使いましょう

公園や公共施設のトイレで、トイレットペーパーがなくて、困った経験はありませんか？公共施設などに設置しているトイレットペーパーは、来訪者の皆さんが快適に利用するための備品です。

町では、施設の維持管理に努めていますが、最近、一部の公園においてトイレットペーパーの持ち帰りが確認されています。今後は、警察など関係機関と連携し、再発防止に努めます。悪質な事案については、必要な手続きを行うことがあります。

地域の共有財産として、思いやりのあるご利用をお願いします。



持ち帰らないでください

お問い合わせ 環境保全課 ☎985-7126